

第1章 輸出管理レジーム

- 第1節 輸出管理レジームの概要と現状
- 第2節 原子力供給国グループ (NSG)
- 第3節 ザンガー委員会
- 第4節 オーストラリア・グループ (AG)
- 第5節 ミサイル技術管理レジーム (MTCR)
- 第6節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

第2章 ミサイルの不拡散

- 第1節 ミサイル拡散問題の現状
- 第2節 ハーグ行動規範 (HCOC)
- 第3節 日本の取組

参 考 携帯式地对空ミサイル (MANPADS)

第3章 拡散に対する安全保障構想 (PSI)

- 第1節 PSI成立の背景と概要
- 第2節 これまでの動き
- 第3節 日本の取組

日本主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 07」

第1章 輸出管理レジーム

第1節 輸出管理レジームの概要と現状

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下の5つの輸出管理レジームが存在する。

1. 原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group (NSG) : 核兵器)
2. ザンガー委員会 (Zangger Committee: 核兵器)
3. オーストラリア・グループ (Australia Group (AG) : 生物・化学兵器)
4. ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime (MTCR) : ミサイル)
5. ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement (WA) : 通常兵器)

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、日本はこれらの枠組みを積極的に活用しつつ、輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えばロケット・システムそのものから、高性能コンピューター、工作機械、先端材料、ソフトウェア等々）はどのようなものにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これらの輸出管理レジームでは、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

輸出管理レジームを通じた輸出管理についての協調は、不拡散体制の基礎となる極めて有効な手段であるが、不拡散の目的を十全に達するためには必ずしも完全ではない。特に、レジームに参加せず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、従来より、アジア諸国の不拡散政策担当者を招いてのアジア不拡散協議（ASTOP）や、アジア主要国の輸出管理政策担当者を招いてのアジア輸出管理政策対話、アジア輸出管理セミナー等各種セミナーや研修、ミサイル不拡散のためのセミナー開催などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国が、輸出管理の重要性への認識を深め、輸出管理体制の強化を徹底するよう呼びかけている。

第2節 原子力供給国グループ (NSG)

1. 概要

1974年、インドが、国際原子力機関（IAEA）による保障措置の下にありながら、核実験（インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる）を行い、核の拡散が現実の問題として認識されるようになった。これを契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる

限り排除するために条件を付すことが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ（NSG）は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1978年に設立された。

設立当初以来、NSG参加国政府は、原子力活動に使用するために特別に設計または製造された品目（いわゆる「専用品」）及び関連する技術の輸出の条件を定めた指針NSGガイドライン・パート1（ロンドン・ガイドラインとも呼ばれる）に従った輸出管理を行っている。輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材（いわゆる「汎用品」）及び関連する技術にも拡大されている。2007年9月末現在、日本を含む45か国がNSGに参加している。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、各国の国内法令等に基づいて実施されている。

2. NSG ガイドライン・パート1

原子力活動に使用するために特別に設計または製造された品目（専用品）及び関連技術は、「NSG ガイドライン・パート1」と呼ばれる指針に従って各国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象としてリスト（通称「トリガーリスト」）に列挙されている品目（プルトニウム、ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等）の非核兵器国への輸出に際しては、（イ）核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証を得ること、（ロ）受領国においてIAEAの包括的保障措置（注）が適用されていること、（ハ）受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、（ニ）受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けることの4条件を受領国に義務付けることとされている。

（注） 包括的保障措置

核物質が、平和的目的にのみ使用され、核兵器又は核爆発装置として使用されていないことを確認するために、国内すべての核物質を対象に実施する、計量管理、封じ込め・監視、査察等の措置のこと。

3. NSG ガイドライン・パート2

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、従来のガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。このため米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針（「NSG ガイドライン・パート2」）は、原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置及び部品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験及び計測装置等が新たに対象品目となった。このNSG ガイドライン・パート2は、原子力関連汎用品及び関連技術の輸出が、（イ）非核兵器国における核爆発活動、またはIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合、（ロ）一般に、上記（イ）の活動への転用の容認しがたいリスクがある場合、または対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合、もしくは（ハ）核テロへの転用の容認しがたいリスクがある場合には、その輸出を許可すべきでないことを基本原則としている。

4. NSGの活動と日本の取組

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。また、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催している。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としているが、最近では参加国間の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた。また、2004年2月のブッシュ米大統領による不拡散に関する提案を受け、濃縮・再処理に関する資機材・技術の移転の制限や追加議定書の供給条件化等について活発な議論が継続されている。2005年6月の総会においては、保障措置協定に違反している国への原子力移転の停止に関するガイドライン改正について合意された。最近では、2006年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受け、直後のNSG会合において深い憂慮と懸念を表明するNSG議長声明が発表された。更に、北朝鮮及びイランに関し、NSGガイドラインを引用している国連安保理決議が採択されたことを受け、これら決議の国内実施につき意見交換を行うとともに、各参加国の国内輸出管理制度を通じた決議の実施状況につき情報を共有した。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されないよう厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散努力に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

第3節 ザンガー委員会

1. 概要

1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）の第3条第2項は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものとどまっている。このため、スイスのザンガー教授の提唱により、協議が行われ、1974年、輸出管理の対象となる品目が、共通了解事項においてザンガーリストとして合意された。現在、同リストに掲載される品目について輸出管理が行われている。2007年9月末現在、日本を含む36か国がザンガー委員会に参加し、年2回会合が開催されている。

なお、ザンガー委員会は、NPT上の規定により明示的に設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国に対して参加が義務付けられているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重し、各国の国内法令等に基づいて実施されている。

2. 輸出管理の内容

輸出管理の対象はプルトニウム、ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、(イ) NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、直接移転された核物質、または移転品目が使用される施設によって生産・加工・使用される核物質が核兵器またはその他の核爆発装置に転用されないこと、(ロ) NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、上記(イ)の核物質及び移転された品目にIAEA保障措置を適用すること、並びに(ハ)再輸出先の国が再輸出される品目に保障措置を適用する旨受け入れない限り、NPTに加入していない非核兵器国に核物質及びその他の原子力資機材を

再輸出しないことの3つが基本的な条件とされている。

3. NSG とザンガー委員会との主な相違

NSG とザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通しているが、両レジームには主に次のような相違点も見られる。

- (1) NSG は、NPT の枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT 第3条第2項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPT の枠組みの範囲内にとどまるものである。
- (2) 具体的な活動内容の面では、NSG は、原子力専用品及び関連技術、並びに原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSG では、輸出の際の4条件の1つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されていけばよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSG ガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討の上、その改正を反映させることとなっている。

第4節 オーストラリア・グループ (AG)

1. 概要

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されないことがないよう、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年6月にベルギーのブリュッセルでそれらの国々が集まり、第1回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「[オーストラリア・グループ \(AG\)](#)」と呼ばれるようになり、第1回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。AGは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、生物・化学兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2007年9月末現在、日本を含む40か国が参加、年1回総会を開催している。

2. 輸出管理の方法

AGの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共通の目的を達成するため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとすることを目指している。

AGにおいて合意されている規制品目は、

- (1) 化学兵器原材料（化学物質）63品目
- (2) 化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）10品目及び関連技術

(3) 生物兵器関連生物剤（人、動物、植物に対するウイルス・毒素等）109種

(4) 生物兵器関連製造設備7品目及び関連技術

である。参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないように、慎重に輸出管理を行っている。

3. 最近の動きと日本の取組

生物・化学兵器は、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、AGの存在は重要である。日本も、AGを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理についての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

AGは主に生物・化学兵器関連汎用品・技術の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国をはじめとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強い。このため、非参加国にもAGの目的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを示した。このような状況を受け、AG参加国は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに加えて、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連汎用品・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

2006年総会では化学兵器の製造に利用されうる特定の化学剤処理装置及び生物剤が規制品目リストに追加され、2007年総会では、最近の拡散懸念及びこれへの対抗措置について情報交換が行われた。また、クロアチアの新規参加が合意された。

第5節 ミサイル技術管理レジーム（MTCR）

1. 概要

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7が中心となって1987年4月に発足し、その後1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2007年9月末現在、日本を含む34か国が参加している。

2. 輸出管理の方法

MTCR参加国は、ミサイル（宇宙ロケットも含む）及び関連汎用品・技術（例えば航法装置やソフトウェアなど）を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令（日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等）に

基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

カテゴリ I 品目（目的に関わらず原則禁輸）：

射程 300km 以上・搭載能力 500kg 以上の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、誘導装置や再突入機等のサブシステム

カテゴリ II 品目（ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則禁輸）：

射程 300km 以上・搭載能力 500kg 未満の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速度計、ジャイロスコープ、（一定容量の）噴霧器付無人航空機（射程に関わらず規制）等。

3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、設立当初より MTCR に参加し、厳格な輸出管理に努めてきている。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後も MTCR を通じた取組に貢献していく考えである。

(1) MTCR では、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、近年は、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度（キャッチオール制度）の導入が推奨されてきた（日本は、2002 年 4 月に同制度を導入）。2003 年 9 月の MTCR ブエノスアイレス総会では、日本、米、EU、露が MTCR ガイドラインに同制度の実施を盛り込むよう共同提案を行い、合意された。

(2) さらに、MTCR では、MTCR 参加国のみならず、MTCR 非参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、議長国を中心に、MTCR 非参加国に働きかけを行ってきた。アジア地域における数少ない MTCR 参加国（日本、韓国）として、日本は、従来より、アジア諸国への働きかけを重視してきた。2007 年 2 月、日本は、アジア輸出管理セミナーに MTCR 議長を招待し、MTCR における議論の紹介やミサイル不拡散につき ASEAN 諸国と意見交換を行う等の機会を設けた。

第 6 節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

1. 概要

冷戦の終結に伴い、1994 年 3 月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的とするココム (COCOM) は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器：軍用艦艇、戦車など）及びそうした兵器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め 2 年半余り協議を行った結果、1995 年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意し、1996 年 7 月の設立総会をもって正式に「[通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント \(WA\)](#)」が発足した。2007 年 9 月末現在、日本を含む 40 か国が参加している。

WA は、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、WA では特定の対象国・地域

に的を絞ることなく全ての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

WAの目的は、(1) 通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

2. 輸出管理等の方法

WAでは、(1) 参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂）、及び(2) どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、上述の目的を達成しようとしており、参加国にはWA内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

3. 最近の動き

WAでは、4年に1度、抜本的な機能強化のための見直し作業が行われている。設立以来2度目の機能見直し年にあたる2003年の総会では、長年の懸案であった武器透明性拡大について、2004年から移転通報の対象に小型武器が追加されることとなった。武器移転拒否通報制度の導入については合意に至らなかったが、導入に向けて議論が継続されることとなった。また、グローバルなテロ対策の一環としてのWAの役割が重視されるようになり、テロリストが調達又は使用すると考えられる武器・汎用品等を選定し、WAとしていかに輸出管理できるかにつき検討することとなった。

さらに、携帯式地对空ミサイル(MANPADS)に対する輸出管理強化の重要性が高まり、「MANPADS輸出管理に際しての原則文書」(2000年に合意)を改訂し、MANPADSの輸出管理が更に強化されることとなった(参考参照)。

この他、非リスト規制品への輸出管理制度(通常兵器キャッチオール制度)の導入、非WA参加国へのアウトリーチ活動の強化、武器ブローカリング規制強化等につき合意された。

2004年総会ではスロベニアの新規参加が合意され、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、クロアチアの5か国については黙示承認手続を経て正式に新規参加が認められた。

2005年の総会においては、南アフリカが新規メンバーとして認められた。また、テロの脅威が高まっていることへの対応策として、テロ関連品目につきリストの見直しが行われた他、非参加国や国際機関に対するアウトリーチを高い優先順位で行っていくことが合意された。

すべての大陸からの参加が得られた初の総会となった2006年総会では、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)と特定品目の管理に関する対話を開始することが合意されたほか、技術の無形移転の管理を実施するための規範を示したベストプラクティスが採択された。また、2007年は4年に1度のWAの機能評価を行う年であることから、その評価実施の枠組みが設立された。

4. 日本の取組

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と安全の維持の観点から、WAの目的に賛同し、設立前より積極的にWAの成立に関与してきている。国内的には「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」などの関連法令を整備し、WAの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は武器輸出を原則的に行っておらず、WAや国連軍備登録制度において、武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

第2章 ミサイルの不拡散

第1節 ミサイル拡散問題の現状

弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらす。

こうしたことから、核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。

G7は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム (MTCR)」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた (前述)。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、また MTCR 参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を食い止めることはできなくなっている。北朝鮮は、日本のほぼ全域を射程下におく弾道ミサイルであるノドンを実際に配備しているが、1998年に北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾したこと、さらに2006年にもテポドン2を含む7発の弾道ミサイル発射を実施したことは、日本にとってミサイルが大きな脅威を構成し得るものであること、北朝鮮の弾道ミサイル活動が北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題であることを改めて示した。さらに、インドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになってきている。

第2節 ハーグ行動規範 (HCOC)

1. 採択の経緯

このように弾道ミサイル拡散が国際的な懸念となる状況の中で、MTCR おいて、これまでの輸出管理の協調だけでは弾道ミサイルの拡散を防止することができず、これを補完する国際的な枠組みが必要であるとの気運が高まり、MTCR を中心にグローバルな枠組み作りについて検討を開始した。2001年9月のMTCR オタワ総会以降は、MTCR 内での議論を終了し、全ての国に開かれた普遍化のプロセス (2002年2月のパリ会合 (78カ国参加)、2002年6月のマドリッド会合 (96カ国参加)) を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC)」が93か国の参加を得て採択された。

2. HCOC の概要

(1) HCOC の法的性格

HCOC は、弾道ミサイル不拡散のための初めての国際的合意であり、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置などを主な内容とする。HCOC は、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、参加国が HCOC の原則や措置に従うとの政治的意思を示す文書である。

(2) HCOC の内容

HCOC は、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの開発、実験、配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、国際的軍縮・不拡

散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画を支援・支持しないとの原則、信頼醸成措置（弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など）を主たる内容とする（ただし、これらの措置は弾道ミサイル活動を正当化することにはならない）。

（3）HCOC 参加国

2007年9月末現在、HCOC参加国は採択当初の93か国から127か国に増加した。HCOCのさらなる普遍化に向けて、HCOC議長国が中心となり、HCOCへの参加を促している。なお、HCOCへの参加は全ての国に開かれており、中央連絡国であるオーストリア政府にHCOCへの参加を表明する外交文書を提出すれば参加できる。

（4）HCOCに関する国連総会決議

2004年12月、第59回国連総会において、HCOCに関する国連総会決議が161か国の支持を得て採択された。2005年の第60回国連総会においては、同様の決議が158か国の支持を得て採択された（これらの国連総会決議には、HCOCの立ち上げを歓迎し、HCOCへの参加を促す内容が盛り込まれている）。日本は、同決議案の共同提案国となり、採択に向けHCOC議長国などと共にHCOC非参加国に対して決議案への支持を働きかけた。

第3節 日本の取組

1. 弾道ミサイル拡散問題への取組

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、拡散懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は、従来よりMTCRの枠組みにおける国際協調を重視し、HCOCを巡る議論にも積極的に参加してきている。また、懸念すべきミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全域を射程下におくノドンを配備し、また、テポドン2を含む弾道ミサイルの発射実験を行うなどの懸念すべき活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際社会の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきた。

また、ミサイル問題を多角的に検討するための国連ミサイル政府専門家パネルが2007年に再設置されたことを受け、日本も専門家が参加し、ミサイル問題への取り組みの重要性につき積極的に発言するなどの貢献を行っている。

2. HCOCにおける取組

日本は、HCOCの内容を策定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはならないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。さらに、HCOCの採択に先立ち、オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について3回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行った。

HCOCの今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施であることから、日本は、各種セミナーや説明会、アジア不拡散協議や二国間の協議など、様々な機会を通じて、特にASEAN諸国に対してHCOCへの理解と参加を促している。現在、HCOC参加国はASEAN諸国ではフィリピン及びカンボジアのみであるが、今後も引き続き、ASEAN諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

さらに、日本は、HCOCの信頼醸成措置の円滑な実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政

策に関する年次報告を提出した。また、2005年11月には、HCOCの信頼醸成措置の一環として、HCOC参加国による日本の宇宙センターの国際視察を実施した。このような積極的な実践姿勢は、他のHCOC参加国からも評価を得ている。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOCが普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与するよう貢献を行っていく考えである。

参考 携帯式地对空ミサイル (MANPADS)

背景と現状

米国製スティンガー等に代表される携帯式地对空ミサイルは、一人あるいは数人で運搬・発射が可能なミサイルであり、隠匿しやすく、比較的容易に操作できる一方で、飛行中の航空機に対し壊滅的な損害を与えうるだけの破壊力を持つ。そのため、特にテロリスト等が入手・使用を目論む武器として、近年民間航空機の安全な航行に対する多大な脅威となっている。

MANPADS は、露、米、仏等主要輸出国をはじめ多くの国で製造されているが、これまで輸出されたものが、適切な管理が行われなまま世界中に拡散しており、各国で製造あるいは輸出される MANPADS の厳格な管理は、テロリスト等による民間航空機に対する攻撃手段となることを防ぐために喫緊の課題となっている。

国際社会の取組

- 1998 年 G8 外相宣言：
「MANPADS の脅威に対処するためになすべき一層の作業を求める」旨言及
- 2000 年 ワッセナー・アレンジメント (WA) 総会：
「MANPADS 輸出管理に際しての原則文書」に合意
- 2003 年 6 月 エビアン・サミット：
「MANPADS 管理強化に関する G8 行動計画」を採択
- 同年 10 月 APEC 首脳宣言：
MANPADS の厳格な貯蔵、輸出管理、製造・移転・ブローカリングにかかる国内規制制定、及び非国家主体への移転の禁止につき合意
- 2003 年 WA 総会：
「MANPADS 輸出管理に際しての原則文書」の強化につき合意
- 2004 年 国連軍備登録制度の登録対象とされている兵器カテゴリーのうち、「ミサイル及びその発射基」に新たにサブカテゴリーとして MANPADS が追加
- 2004 年 シーアイランド・サミット：
「安全で容易な海外渡航イニシアティブ (SAFTI) : G8 行動計画」を採択

日本の取組

日本は、MANPADS のテロリスト等への流出が民間航空にとり多大な脅威になるとの認識の下、その管理強化の重要性につき主張してきている。日本においても MANPADS が製造されているが、MANPADS 及びその必要不可欠な部品については輸出を行っていない。また、製造された MANPADS は全て防衛省に納入された上で、厳格な管理下に置かれている。

第3章 拡散に対する安全保障構想（PSI）

第1節 PSI成立の背景と概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の不拡散に関する国際的な取組としては、核兵器不拡散条約（NPT）等の国際条約に基づく不拡散体制のほか、種々の国際的な輸出管理レジームが重要な役割を演じている。

しかし、国際的な取組の存在は極めて重要であるが、関連条約を遵守しない、いわゆる拡散懸念国やテロリスト等の非国家主体の存在などもあり、大量破壊兵器等の拡散を完全には防止できていないのが実情である。

このような背景を踏まえ、米国のブッシュ政権は、発足以来、大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランをはじめとする拡散懸念国等による大量破壊兵器・ミサイル開発・移転への懸念を強めた。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（（1）拡散対抗、（2）不拡散、（3）大量破壊兵器使用の結果への対処）の必要性を提唱した。

2003年5月31日、ブッシュ米大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取組として、「拡散に対する安全保障構想」（PSI:Proliferation Security Initiative）を発表し、日本を含む10か国に参加を呼びかけた。PSIは、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter-proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、現在では、80か国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

第2節 これまでの動き

1. 参加国・協力国の拡大に向けた努力（アウトリーチ活動）

PSIの下で行われる大量破壊兵器等の拡散阻止活動においては、複数の国による連携が鍵となることから、参加国・協力国の範囲を拡大し、拡散阻止のための網の目を細かくすることが重要である。発足当初、PSIの参加国は11か国に過ぎなかったが、その後の精力的なアウトリーチ活動の結果、PSIに対する支持を表明する国の数は現在では80か国を超えている。

2. 各種会合を通じた活動内容の精査

発足後2年間、局長級の総会及び局次長級の専門家会合においてPSIの活動内容に関する議論を深めた結果、PSIは、（1）国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、（2）参加国を現在の参加国に限るものではないこと、（3）既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻止するものではないこと等が確認された。2003年9月の第3回総会（於：パリ）では、「阻止原則宣言」が採択され、PSIの目的やPSIが行う阻止活動の基本原則が定められた。また、2006年6月には、PSI3周年を記念して、ハイレベル政策会合（於：ワルシャワ）が開催された。

3. 阻止訓練の精力的な実施

実際に大量破壊兵器等の拡散を阻止する際のオペレーションを成功に導くため、PSI 発足後、陸上・海上・航空等、様々な形態の阻止訓練が世界各地域において計 24 回（実働訓練のみ：2007 年 10 月末時点）実施されている。これらの訓練の主な成果として、（1）各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、（2）各国の軍機関、海上法執行機関、税関当局等による相互の連携の強化、（3）PSI 非参加国に対するアウトリーチ効果等が挙げられる。

【これまでの PSI 阻止訓練】（2007 年 10 月末時点）

[2003 年]

9 月 12-14 日	豪主催海上阻止訓練「Pacific Protector」(於：豪州沖)
10 月 8 - 9 日	英主催航空阻止指揮所訓練 (於：ロンドン (英国))
10 月 14-17 日	スペイン主催海上阻止訓練「Sanso 03」(於：地中海)
11 月 24-28 日	仏主催海上阻止訓練「Basilic 03」(於：地中海)

[2004 年]

1 月 11-17 日	米主催海上阻止訓練「Sea Saber」(於：アラビア海)
2 月 19 日	伊主催航空阻止訓練「Air Brake」(於：シチリア (イタリア))
3 月 31 日- 4 月 1 日	独主催航空阻止訓練「Hawkeye」(於：フランクフルト (ドイツ))
4 月 13-22 日	伊主催海上阻止訓練「Clever Sentinel」(於：地中海)
4 月 19-21 日	ポーランド主催陸上阻止訓練「Safe Borders」(於：ポーランド)
6 月 23-24 日	仏主催航空阻止指揮所訓練「ASPE 04」(於：パリ (フランス))
9 月 27 日-10 月 1 日	米主催海上阻止机上訓練「PSI Game」(於：米海軍大学 (米国))
10 月 25-27 日	日本主催海上阻止訓練「Team Samurai 04」(於：相模湾沖合及び横須賀港内)
11 月 8 -18 日	米主催海上阻止訓練「CHOKE POINT 04」(於：キーウエスト (米国))

[2005 年]

4 月 8 -15 日	ポルトガル主催海上阻止訓練「NINFA 2005」 (於：リスボン (ポルトガル) 及びポルトガル沖合)
5 月 31 日- 6 月 2 日	チェコ・ポーランド共催陸上阻止訓練「Bohemian Guard」(於：オストラバ (チェコ))
6 月 7 - 8 日	スペイン主催航空阻止訓練「Blue Action 2005」 (於：西地中海地域及びサラゴサ空軍基地 (スペイン))
8 月 15-19 日	シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre 2005」(於：シンガポール及び同周辺海域)
10 月 3 - 7 日	ノルウェー主催机上訓練「PSI Game 2005」(於：ベルゲン (ノルウェー))
11 月 14-18 日	英主催海上阻止訓練「Exploring Themis 05」 (於：各国首都 (指揮所訓練：14～16 日) インド洋 (実働訓練：17～18 日))

[2006 年]

4 月 4 - 6 日	豪主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」(於：ダーウィン (豪州))
4 月 4 - 5 日	オランダ主催海上阻止訓練「Top Port」(於：ロッテルダム (オランダ))
5 月 24-26 日	トルコ主催阻止訓練「Anatolian Sun 2006」(於：各国首都 (指揮所訓練：24～26 日)、アンタリア (トルコ) (実働訓練：25～26 日))
6 月 21-22 日	仏主催阻止訓練「Hades 06」(於：フランス国内)
9 月 13-15 日	ポーランド・ロシア・デンマーク共催 PSI 海上阻止訓練「Amber Sunrise」 (於：バルト海沿岸)
10 月 25-31 日	米国主催海上阻止訓練「Leading Edge」 (於：各国首都 (指揮所訓練：25～27 日)、ペルシャ湾 (実働訓練：29～31 日))

[2007 年]

4 月 26-27 日	リトアニア主催 (ポーランド・ラトビア・エストニア共催) 航空阻止訓練「Smart Raven」 (於：ビリニュス、シャウレイ (リトアニア))
5 月 27-29 日	スロベニア主催海上阻止訓練「Adriatic Gate 2007」(於：コベル港 (スロベニア))
6 月 18-22 日	米国主催机上訓練「PSI Game」(於：米海軍大学 (米国))
10 月 13-15 日	日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」(於：伊豆大島東方海域、横須賀港及び横浜港)
10 月 29-31 日	ウクライナ、ポーランド、ルーマニア共催 陸・海上阻止訓練「Eastern Shield 2007」 (於：オデッサ (ウクライナ))

第3節 日本の取組

日本は、輸出入管理、国内管理のみならず、輸送段階を含むすべての過程において不拡散の取組を強化する必要があるという考えをとっており、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、また、日本の安全保障の向上に資するものとして、以下のように、PSIの活動に積極的に参加してきている。

1. アウトリーチ活動の積極的な展開

アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組の一環として、また、アジア諸国が、日本とともに、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための活動に協力・連携することは、日本の安全保障に資するという認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す活動（アウトリーチ活動）を積極的に展開してきている。日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSIの原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである（アジア諸国に対するPSIの働きかけについては、第7部第2章「アジア不拡散協議」参照）。

2. PSI阻止訓練に対する積極的な参加（日本による訓練主催、各国主催訓練への参加）

2004年10月25～27日、日本は、相模湾沖合及び横須賀港内において、日本主催として第1回目となる海上阻止訓練「チーム・サムライ04 (Team Samurai 04)」を実施した。日本からは、海上保安庁及び防衛庁（当時）・自衛隊の艦船・航空機が参加したほか、他国からも装備・人員派遣国及びオブザーバー派遣国を合わせて計21か国が参加した。

2007年10月13～15日には、2回目の日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を実施した。日本からは、防衛省・自衛隊の他、警察、税関、海上保安庁から艦船・航空機や乗船・検査チーム等が参加した。また、装備・人員等を派遣した豪、仏、ニュージーランド、シンガポール、英国及び米国とオブザーバー派遣国と合わせて、2004年の訓練の2倍近い40か国からの参加を得た。

また、日本は、これまでに行われている各国主催訓練のほぼすべてにオブザーバーを派遣して参加しており、特に、以下の訓練には、艦船等が参加し、積極的に貢献を行っている。

- ① 豪主催海上阻止訓練「Pacific Protector」（2003年9月）
海上保安庁巡視船・特殊部隊が参加。
- ② シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre 2005」（2005年8月）
海上保安庁より巡視船、防衛庁（当時）・自衛隊より護衛艦及び哨戒機が参加。
- ③ 豪主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」（2006年4月）
警察庁・警視庁及び財務省・税関の検査チームが参加。

日本主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 07」

2007年10月13日から15日にかけて、日本主催としては2回目となるPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」が開催された。今回の訓練には、日本から警察庁、財務省（税関）、海上保安庁、防衛省・自衛隊等の関係機関のほか、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国、米国から艦船、航空機、乗船・検査チーム等が参加した。また、これらの国を含め、計40か国からオブザーバーが参加する大規模なものとなった。

3日間にわたる訓練では、以下のとおり、参加国がそれぞれ海上及び港における阻止行動についての展示訓練を実施した。

- (1) 1日目（13日）は、伊豆大島東方海域において、洋上での捜索・発見・追尾及び乗船に係る訓練を実施。日本は、海上自衛隊の護衛艦及び哨戒機が容疑船を捜索、発見、追尾した後、乗船艇（RHIB）に搭乗した乗船チームが乗船を行ったほか、その他各国も同様の訓練を実施。（航空自衛隊の早期警戒管制機も警戒監視活動等を実施）。
- (2) 2日目（14日）は、横須賀新港において、1日目からの続きとして、洋上を想定した乗船・船内立入検査訓練を実施。日本の海上自衛隊を含む各国海軍、沿岸警備隊、税関等による検査チームが、乗船、船員への事情聴取、容疑物資の捜索等を実演した。
- (3) 3日目（15日）は、横浜港において、港における船内立入検査・貨物検査等の訓練を実施。日本は、神経ガスの製造に利用可能な化学物質の積み替えを阻止するとの想定の下、警察、税関及び海上保安庁の合同チームによる船内立入検査、容疑貨物の検査及び押収を実演。また、陸上自衛隊は、漏出した化学剤に対する除染に係る訓練を実施した。オーストラリア税関及びシンガポール陸軍も、港での検査活動に係る訓練を行った。

今回の訓練は、拡散阻止に向けた我が国及び国際社会の力強い意志を内外に示しただけでなく、各国関係機関の技量向上、拡散阻止のための措置の実効性向上に貢献した。特に、日本としては初めての実施となる港における訓練では、国内の法執行機関の連携向上が達成された。オブザーバー参加国は前回「チーム・サムライ04」のほぼ2倍の40か国に増加。アジア大洋州や中東のPSI未支持国からも多くの参加があり、PSI及び不拡散一般に対する取組の重要性、各国の政策等に対する理解を深めた。また、訓練の全過程をメディアに公開したほか、訓練に参加した各国艦船の一般公開イベント（オープンシップ）を併せて実施し、PSIの取組に対する一般の理解の向上が図られた。



容疑船に乗り込む海上自衛隊乗船チーム
(提供：防衛省)



容疑物質のサンプルを採取する
神奈川県警・警視庁NBCテロ捜査隊